○文部科学省告示第百六十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十三年十一月二十九日

文部科学大臣　中川　正春

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧朴舘家住宅（岩手県二戸郡一戸町） 主屋 土蔵	二棟	桁行二九・九メートル、梁間一六・四メートル、寄棟造、茅葺 土蔵造、桁行一一・五メートル、梁間八・六メートル、二階建、切妻造、南面庇付、鉄板葺 宅地及び畑　九九一三・二〇平方メートル 一八番一、二〇番一、二〇番三、二一番	一戸町 朴舘厚子 朴舘正幸	岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢二四番地九 岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字朴舘二〇番地一 岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字中屋敷四一番地六	岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字朴舘二〇番地一
八幡宮 本殿 拝殿 楼門	三棟	三間社流造、向拝一間、向唐破風造、こけら葺 桁行三間、梁間二間、一重、入母屋造、鉄板葺、南面潔斎橋附属、神饌所　桁行二間、梁間二間、切妻造、鉄板葺 一間一戸楼門、入母屋造、向拝一間、茅葺及び檜皮葺、左右翼廊　各桁行二間、梁間二間、切妻造、こけら葺	八幡宮	島根県鹿足郡津和野町鷲原	島根県鹿足郡津和野町鷲原
旧毛利家本邸 本館 女中部屋 台所 洗濯所 奥土蔵 台所付倉庫	一二棟	木造、建築面積一〇〇二・八〇平方メートル、一部二階建、入母屋造及び寄棟造、西面唐破風造車寄・北面渡廊下附属、桟瓦葺、銅板葺及び鉄板葺 木造、建築面積一九八・四五平方メートル、寄棟造、南面渡廊下附属、桟瓦葺 木造、建築面積一〇七・七九平方メートル、一部地下一階、入母屋造、南面渡廊下・北面洗場附属、桟瓦葺 木造、建築面積七一・三五平方メートル、切妻造、南面及び西面庇付、桟瓦葺 土蔵造、建築面積五八・二一平方メートル、三階建、切妻造、桟瓦葺 鉄筋コンクリート造、建築面積五六・九五平方メートル、二階建、地下一階、切妻造、北面地下冷蔵庫附属、桟瓦葺 附・棟札　一枚 大正五年六月	財団法人毛利公防府報会	山口県防府市多々良一丁目一五番一号	山口県防府市多々良一丁目一五番一号

〃	第二十三回	九億千八十六万円	九億七百六十九万二百二十円	二億三千二百四十三万七百八十円	千四百八十二億四万六千六百一円
〃	第二十四回	三億八千六百七十一万円	三億八千五百五十一万九千八百五十八円	二十四億四百三十万三千八百十八円	五億七千八百三十九万七千百五十七円
〃	第二十五回	一億六千四百二十五万円	一億六千三百六十七万八千四百十七円	五億五千三百三十七万二千六百二十円	二百四十九万三千八百八十三円
〃	第二十六回	四億七千三百九万円	四億七千百六十四万九千七百七十円	五億五千五百六万円	五億七千九百二万円
〃	第二十七回	二億四千八百八十六万円	二億四千七百九十九万三千九百七十四円	二百五十万円	五億七千八百九十九万七千百五十七円
〃	第二十八回	二億四千四百九十一万円	二億四千四百十六万三千八百六十八円	五億七千九百二万円	千四百八十二億四万六千六百一円
〃	第二十九回	四億百八十万円	四億四十万千七百四十円	合計	